



平成 25 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 日本ペイント株式会社
代表者名 代表取締役社長 酒井 健二
(コード番号: 4612 東証、大証、名証第一部)
問合せ先 執行役員総務部長 赤木 勤
(TEL 06-6455-9141)

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の継続について

当社は、平成 19 年 6 月 28 日開催の当社第 182 回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、特定株主グループ(注 1)の議決権割合(注 2)を 20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となるような当社株式の買付行為(いずれも、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、市場買付、公開買付等の具体的な買付方法を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に関する対応方針を導入いたしました。その後、平成 22 年 6 月 29 日開催の第 185 回定時株主総会において、これを継続することについてご承認をいただきました(以下、この継続後の対応方針を「現対応方針」といいます。)

現対応方針の有効期間は平成 25 年 6 月 27 日開催予定の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終結の時までとなっております。

当社は、現対応方針継続後の情勢変化等を勘案し、当社の企業価値・株主共同の利益向上のため、その在り方について継続的に検討してまいりました。

かかる検討の結果、平成 25 年 5 月 8 日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第 118 条 3 号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を決議するとともに、現対応方針を継続することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします(以下、継続後の対応方針を「本対応方針」といいます。)

なお、現対応方針の継続に当たり、一部文言の修正等をしてしておりますが、本対応方針の実質的内容に変更はございません。

また、平成 25 年 3 月 31 日現在の大株主の状況は別紙 1 のとおりです。

なお、当社は、平成 25 年 1 月 21 日にニプシー・インターナショナル・リミテッドから「大規模買付行為に関する提案書」と題する書面を受領いたしました。当社の取締役会は、現対応方針に定めるルールに則り、真摯に対応いたしました。平成 25 年 3 月 12 日にニプシー・インターナショナル・リミテッドは、この提案を取り下げております。本提案に関する経緯および対応につきましては、当社ホームページの「投資家情報」に掲載しております各プレスリリースをご参照ください。

本対応方針は、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の当社定時株主総会において株主の皆様にお諮りし、ご承認を得られることを条件として継続するものとします。

記

1. 基本的な考え方及び当社の事業特性と企業価値の向上への取組み

①基本的な考え方

当社は 1881 年の創業以来、「共存共栄を基本理念とし、社業を通じて社会公共の福祉に貢献する」という経営理念のもと、「価値ある塗膜を提供するスペシャリティケミカルカンパニーとしてグローバルに成長する」「環境保全と資源・エネルギー低減に貢献するエコカンパニーとして信頼される企業となる」という経営ビジョンを共通の価値観としております。

この基本的な考えのもと、すべてのステークホルダーとの信頼関係を構築し、社会に貢献していくことが当社の社会的責任であると認識し、これらを踏まえた継続的かつ発展的な企業活動を行うことが、当社の企業価値向上及び株主共同の利益の確保に資すると考えております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方につきましては、当社グループを取り巻く経営環境を正しく認識し、企業活動の基本である社会的責任を最優先とした CSR 経営、環境保全と資源・エネルギー低減に貢献する環境経営を行っている当社の経営方針を十分に理解する者でなければならないと考えておりますが、当社が上場会社である以上、最終的には株主の皆様ご自身が判断されるものと考えております。しかしながら、当社株式に対する大規模買付行為が行われた場合において、当該買付行為が株主の皆様に十分な情報提供を行わないものであるとき、あるいは十分な検討期間もないまま行われるものであるとき、また、買付後の経営が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく毀損するものであるときには、当社取締役会はそのような買付行為を防止する方策を取るべきであると考えております。

②当社の事業特性と企業価値の向上への取組み

前記の基本的な考え方のもと、当社グループは、「塗料業界において世界レベルの企業規模を確保し、世界レベルの技術力を保有している企業」となることをめざしております。

自動車塗料事業・汎用塗料事業をコア・ビジネスに位置づけ確固たる地位を築き、環境配慮型技術の開発により優位性のある商品で売上高及び収益の拡大をはかるとともに、新たな需要を創出するため、未参入・未塗装分野や非塗料分野の開拓等「新市場の創造」に取り組んでおります。

また、50年にわたりアジア地域で築いてきた合弁事業では、パートナーとの信頼に基づく友好的かつ強固な関係に基づき、地域に密着した製造・販売活動を通じて汎用塗料市場における当社のブランドがトップブランドとして浸透しています。

自動車塗料事業では日系企業を中心にアジア地域はもとより北米、欧州での展開を行い、顧客のニーズを満たした塗膜や顧客の経済性に貢献できる商品を開発し、顧客から高い信頼を得ています。

当社グループが、企業価値を高めていくには、高品質の商品を安定的に提供することによる顧客との信頼関係及び地域社会に貢献する安全や美化等の諸活動を継続的に行うことによる地域との協力関係を重視した経営と事業活動を行わなければなりません。そしてこのような信頼・協力関係は、当社グループにおける継続的な技術革新、たゆみない安全・環境への取組みがあってはじめて確立されるものであると考えております。

2. 大規模買付ルール之目的

前記のとおり、引き続き、当社は企業価値・株主共同の利益向上に努めてまいりますが、昨今、株式持合いの解消、企業文化の変化等を背景に、対象となる会社の経営陣と十分な協議や同意のプロセスを経ない企業買収が散見されます。当社はこのような企業買収であっても株主の皆様や取引先、顧客、地域社会、従業員などのステークホルダーの利益に資するものであれば、一概にこれを否定するものではありません。また、当社株式に対する大規模買付行為が行われた場合、買収提案の諾否は、最終的には当社株主の皆様自らの判断に委ねられるべきものであると考えます。しかし、こういった企業買収の中には、会社や株主の皆様に提案内容を検討するための十分な情報や時間を与えないもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、買収の内容が株主共同の利益に対する明らかな侵害をもたらすようなもの、会社本来の企業価値からみて買収条件が不十分・不適切なもの等も出てくる恐れがあると思われま

す。このような状況を勘案し、大規模買付行為が実施され、あるいは実施されようとした場合、株主の皆様が大規模買付行為に応じられるかの判断を行われるに当たっては、大規模買付者から十分な情報を提供いただくと共に、当社取締役会がこれを評価、検討し、その結果と意見を株主の皆様に提供することが重要であると考えております。特に当社グループを取り巻く経営環境を正しく認識し、企業活動の基本である社会的責任

を最優先とした CSR 経営、環境保全と資源・エネルギー低減に貢献する環境経営を行っている当社の経営方針の理解なくして困難であり、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価するに際しても、大規模買付者から一方的に提供される情報だけでなく、当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する評価・意見等が適切に提供されることが極めて重要になるものと考えております。

このような考えに立って、当社取締役会は以下の大規模買付ルールを定めることにいたしました。

3. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるべきである、というものです。

(1) 大規模買付ルール遵守表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の「大規模買付ルール遵守表明書」を提出いただくこととします。大規模買付ルール遵守表明書には、大規模買付者の名称及び住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載していただきます。

(2) 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、大規模買付ルール遵守表明書の受領後 5 営業日以内に、当初提出していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。また、当初提出していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合には、追加的に情報を提供していただくことがあります。

なお、大規模買付情報の項目の一部は、以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループの概要
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ④ 買付対価の算定根拠
- ⑤ 買付資金の裏付け(調達方法、買付資金の供与者(実質的提供者を含みます。)の名称その他の概要を含みます。)
- ⑥ 大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策
- ⑦ 当社及び当社グループの従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関する大規模買付行為完了後の対応方針

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提出された大規模買付情報は、株主の皆様への判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部又は一部を情報開示いたします。

(3) 当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、次の期間(「取締役会評価期間」といいます。)を当社取締役会

による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間として与えられるものとします。なお、当社取締役会が、独立委員会の助言に基づき、大規模買付者による大規模買付情報の提供を完了したと判断したときは、その旨を速やかに情報開示いたします。

- ① 対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合には 60 日間
- ② その他の大規模買付行為の場合は 90 日間

当社取締役会は、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、当社取締役会が必要と判断した場合には大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社企業価値及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当(以下「無償割当」といいます。)を行い、大規模買付行為に対する対抗措置(以下「対抗措置」といいます。)を取ることがあります。

当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、対抗措置としての新株予約権の無償割当を決定した後であっても、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守することを確約するなど、判断の基礎となった事項に重要な変更があった場合には、対抗措置の発動により生じる株主の皆様のご権利確定前であり、かつ株主共同の利益を損なわない場合に限り、新株予約権の無償割当の中止等、対抗措置の停止を行うことがあります。

当社取締役会が対抗措置として行う無償割当の概要は、以下のとおりとします。

① 無償割当の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主(社債、株式等の振替に関する法律第 152 条第 1 項に基づき、当該割当期日に株主名簿に記載又は記録されたものとみなされる株主をいいます。以下同じ。)に対し、その所有株式(ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新株予約権を割当てて。

② 新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

③ 割当て新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日における当社の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の保有する当社株式の数を除きます。)を上限として当社取締役会が定める数とする。

④ 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権1個当たり1円とする。ただし、後記⑧に記載の取得条項付新株予約権を発行する場合には、払込みを必要としない。

⑤ 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

⑥ 新株予約権の行使期間

新株予約権の効力発生日(ただし、新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途にこれに代わる日を定めた場合は当該日)を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で新株予約権

無償割当決議において当社取締役会が定める期間とする。また、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とする。ただし、後記⑧に記載の取得条項付新株予約権を発行する場合には、新株予約権の行使は原則として予定されない。

⑦ 新株予約権の行使条件

(i)大規模買付者、(ii)その共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に規定される者、及び同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者をいい、当社取締役会がこれに該当する者と認めた者を含む。)、(iii)その他特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に規定される者をいい、当社取締役会がこれに該当する者と認めた者を含む。)、もしくは(iv)、(i)～(iii)に該当する者から、本対応方針に基づき無償割当される新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、又は(v)、(i)～(iv)に該当する者の関連者(実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者、もしくは協調して行動する者として当社取締役会が認めた者。)は、原則として本対応方針に基づき無償割当される新株予約権を行使することができない。

⑧ その他

新株予約権の取得事由その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。なお、当社が当社株式と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項を付した新株予約権を発行する場合がある。この場合には、大規模買付者との株主とで、取得対価等に関し異なる取扱いをすること、又は、大規模買付者が保有する新株予約権は取得の対象としないことがある。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は排除しないものの、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は取りません。大規模買付の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害を与えるなど当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社企業価値及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置として新株予約権(その具体的な内容は、前記4.(1)に記載のとおりです。)の無償割当を行うことがあります。

当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、対抗措置としての新株予約権の無償割当を決定した後であっても、大規模買付者から大規模買付行為の根幹に関する事項の変更提案が行われるなど、判断の基礎となった事項に重要な変更を加える旨の申し出があった場合には、対抗措置の発動により生じる株主の皆様の権利確定前であり、かつ株主共同の利益を損なわない場合に限り、新株予約権の無償割当の中止等、対抗措置の停止を行うことがあります。

大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なう場合とは、次の①から⑥のいずれかに該当するものをいいます。当該大規模買付行為が次の①から⑥のいずれかに該当すると認められない場合は、当社は対抗措置を講じません。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合(いわゆるグリーンメーラー)
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社の株式の買収を行っているとは判断される場合

- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買収を行っている判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社の株式の買収を行っている判断される場合
- ⑤ 前記①から④のほか、大規模買付者が真摯に合理的な経営をめざすものではなく、大規模買付者による支配権取得が当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、一段階目の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう。)など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合(ただし、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではない。)

- (3) 前記(1)及び(2)により対抗措置を取る場合には、当社取締役全員一致により決定するものとします。また、当社取締役会は、下記5.で述べるように独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。
- (4) 当社取締役会は、(1)及び(2)により対抗措置を取るか否かについて決定した場合は、当該決定の内容及びその判断理由並びに独立委員会の勧告の概要及びその判断理由その他取締役会が適切と判断した事項について、情報開示を行います。

5. 独立委員会の設置 — 対抗措置の公正さを担保するための手続 —

(1) 独立委員会の設置

大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の判断の合理性、公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は、3名以上5名以内とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者もしくは取締役又は監査役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。独立委員会の委員(3名)の氏名及び略歴は、別紙 2「独立委員会の委員の氏名及び略歴」に記載のとおりであります。

(2) 独立委員会の役割

独立委員会の主たる役割は次のとおりとします。

- ① 当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の可否について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、遅くとも取締役会評価期間の期限の7日前までに、当社取締役会に対し対抗措置の発動の可否について勧告を行います。独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するものであるか否か、又は当該大規模買付行為が前記4.(2)の①から⑥のいずれかに該当するか否か、及び、その大規模買付行為に対して対抗措置としての新株予約権の無償割当を行うことが許容されるか否かについて、取締役会に勧告します。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置を発動するか否かについて決定します。
- ② 当社取締役会は、前記3.(2)で大規模買付者から提供される情報が十分であるか、不足しているかを判断するに当たり、独立委員会に助言を求めます。

6. 本対応方針の合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を充足しています。また、本対応方針は、経済産業省が設置した企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも十分配慮しております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、前述のとおり、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が適切なものであるか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うことなどを可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本定時株主総会において、本対応方針の継続につき株主の皆様のご承認をいただけなかった場合、本対応方針は失効いたします。

また、本対応方針の有効期間は平成28年の当社定時株主総会終結の時までと設定されておりますが、その時点までに当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様の意向が反映されるものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、本対応方針の継続に当たり、取締役会の恣意的な対抗措置の発動を排除し、株主の皆様のため、本対応方針の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

本対応方針の継続に際し、独立委員会は、社外有識者から構成いたします(独立委員会の委員選任基準等については別紙3をご参照ください。)

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するものであるか否か、又は大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか否かを判断し、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して対抗措置を発動するか否かを決定します。独立委員会の勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆様へ情報開示いたします。

このように、独立性の高い独立委員会により、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

(5) 合理的な客観的要素を設定していること

本対応方針においては、前述のとおり、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見を取得すること

大規模買付者が出現すると、独立委員会は当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含みます。)の助言を受けることができるとされております。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(7) デッドハンド型の買収防衛策でないこと

前述のとおり、本対応方針は、当社株主総会で廃止することができるものとされており、従って、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策(取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

7. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 大規模買付ルール継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルール継続時には、新株予約権の無償割当は行われません。従って、株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社企業価値及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、前記の対抗措置を取ることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を取ることを決定した場合には、適用ある法令、証券取引所規則等に従って、適時適切な情報開示を行います。

対抗措置の発動時には、株主の皆様(大規模買付者等4.(1)⑦に規定する者以外)が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。ただし、大規模買付ルールに違反した大規模買付者等については、対抗措置が講じられた場合には、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようあらかじめ注意を喚起し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するように誘導しようとするものです。なお、当社取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当を実施することを決議した場合において、当社が当該新株予約権の無償割当を中止したときは、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権が割当てられる場合、株主名簿への記載又は記録(社債、株式等の振替に関する法律第152条第1項に基づき、株主名簿に記載または記録されたものとみなされることをいいます。以下同じ。)が未了の株主の皆様は、当社取締役会が別途決定し公告する割当期日までに、株主名簿への記載又は記録を完了していただく必要があります。また、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込を行っていただく必要があります。ただし、割当てられる新株予約権に取得条項が付されている場合、株主の皆様は、金銭の払込を行うことなく当社普通株式を取得できます。

これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令及び証券取引所規則に基づき別途お知らせします。

8. 本対応方針の制定、有効期間、継続及び変更について

(1) 本対応方針は、本日開催の当社取締役会において全取締役の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、具体的な運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

(2) 本定時株主総会において、本対応方針を株主の皆様にお諮りし、同定時株主総会において出席株主の皆様のご承認をいただけなかった場合は、本対応方針は効力を生じません。

(3) 同定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた場合には、本対応方針はその時点で発効し、平成 28 年 6 月開催予定の定時株主総会終結の時まで継続するものとします。ただし、その時までには当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその決議の時点で廃止されることとなります。

(3) 当社は、平成 15 年に定款を変更して全取締役の任期を 1 年としており、取締役の任期は、毎年 6 月開催の定時株主総会終結の時までです。当社取締役会は、本対応方針の有効期間内であっても、関係法令の改正、今後の司法判断の動向及び証券取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社企業価値の維持、向上及び当社株主共同の利益の観点から、必要に応じて本対応方針を見直し、株主の皆様にお諮りしたいと存じます。

(注1) 特定株主グループとは、当社の株券等(金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)並びに当社の株券等(同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。)の買付等(同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、①特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。)の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)又は②特定株主グループが当社の株券等(同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。)の大規模買付者及びその特別関係者(同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。)である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各割合の算出にあたっては、総議決権(同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書、総株主通知及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

以上

大株主の状況

平成 25 年 3 月 31 日現在

株主名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	出資比率(%)
FIRST INDUSTRIES CORP.	38,516	14.55
ナテイクシス	12,951	4.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	11,794	4.45
日本生命保険相互会社	11,386	4.30
住友生命保険相互会社	10,750	4.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,082	3.80
株式会社 三井住友銀行	9,999	3.77
株式会社 三菱東京UFJ銀行	7,133	2.69
三井住友信託銀行株式会社	7,053	2.66
日本ペイント特約店持株会	5,339	2.01
合 計	125,004	47.22

- (注) 1. 発行済株式の総数は、265,402,443 株。出資比率は、自己株式 699,156 株を除いて算出しております。
2. 持株数、出資比率は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
3. FIRST INDUSTRIES CORP.は、当社のアジア地域における合弁事業のパートナーが保有する投資会社であります。
4. 当社は株式会社三菱東京UFJ銀行ならびにその共同保有者三菱UFJ信託銀行株式会社および三菱UFJ投信株式会社から、平成24年12月17日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成24年12月10日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、各社の平成25年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、「大株主の状況」の記載は株主名簿によっております。

大量保有者	保有株式数	発行済株式の総数に対する保有割合
	千株	%
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,133	2.69
三菱UFJ信託銀行株式会社	15,928	6.00
三菱UFJ投信株式会社	759	0.29
合 計	23,821	8.98

5. 当社は三井住友信託銀行株式会社ならびにその共同保有者三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社および日興アセットマネジメント株式会社および Sumitomo Mitsui Trust (Hong Kong) Limited (三井住友信託 (香港) 有限公司)から、平成 25 年1月9日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成 24 年 12 月 31 日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、各社の平成 25 年3月 31 日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、「大株主の状況」の記載は株主名簿によっております。

大量保有者	保有株式数	発行済株式の総数に対する保有割合
	千株	%
三井住友信託銀行株式会社	17,807	6.71
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	556	0.21
日興アセットマネジメント株式会社	3,544	1.34
Sumitomo Mitsui Trust (Hong Kong) Limited (三井住友信託 (香港) 有限公司)	396	0.15
合計	22,303	8.40

以上

独立委員会の委員の氏名及び略歴

鳥飼 重和(とりかい しげかず)

弁護士、税理士、鳥飼総合法律事務所代表

昭和 50 年 10 月 税務会計事務所勤務

昭和 61 年 10 月 司法試験合格

平成 2 年 4 月 第二東京弁護士会登録

平成 6 年 4 月 鳥飼総合法律事務所 代表(現在)

※ 鳥飼 重和氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

小野 輝治(おの てるじ)

昭和 39 年 4 月 武田薬品工業株式会社入社

平成 8 年 6 月 同社取締役法務部長

平成 14 年 6 月 同社取締役法務部長退任

平成 18 年 6 月 日本ペイント株式会社監査役

平成 19 年 8 月 ダイト株式会社監査役

平成 22 年 6 月 日本ペイント株式会社監査役退任

平成 24 年 8 月 ダイト株式会社監査役退任、同社顧問(現在)

※ 小野 輝治氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

高橋 司(たかはし つかさ)

弁護士

平成 元年 4 月 弁護士登録(大阪弁護士会)、勝部法律事務所(現勝部・高橋法律事務所)入所(現在)

平成 20 年 6 月 因幡電機産業株式会社取締役(現在)

平成 22 年 4 月 大阪弁護士会副会長

平成 22 年 6 月 日本ペイント株式会社監査役(現在)

※ 高橋 司氏は会社法第 2 条第 16 号に規定される当社社外監査役であります。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

独立委員会規則(概要)

1. 独立委員会の設置及び委員の選任、解任

- ① 独立委員会は、取締役会決議により設置する。
- ② 独立委員の人数は3名以上5名以内とする。
- ③ 独立委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者もしくは取締役又は監査役として経験のある社外者で末尾に記載する基準を全て満たす者のうちから選任する。
- ④ 独立委員の選任及び解任は、取締役会の決議により行う。ただし、解任決議は出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。

2. 独立委員の任期

独立委員の任期は、選任の日から選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社の定時株主総会終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により特段の定めをした場合は、この限りではない。

3. 独立委員の報酬

- ① 独立委員の報酬の額及びその支払の時期等は、別途取締役会が独立委員全員及び監査役全員の同意を得て定める。
- ② 独立委員が職務を行うために交通費等の実費を支出したときは、会社は、独立委員の請求に基づき、独立委員に対してその実費を支払う。

4. 決議要件

独立委員会における決議は、独立委員の過半数をもって行う。

5. 取締役会への勧告

独立委員会は、取締役会に対し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するものであるか否か、又は、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に著しい損害をもたらすものであるか否か、及び、その大規模買付行為に対して具体的対抗措置を発動することが許容されるか否かについて勧告を行う。

独立委員は、かかる勧告を行うに当たっては、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、自己又は当社の取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

6. 第三者の助言

独立委員会は、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含む。)の助言を得ることができる。

以上

【委員の選任基準】

委員は、次の基準を全て満たした者から選任する。

- ① 現在及び過去 3 年以内において、当社又は当社の関係会社(注)の業務を行う取締役又は従業員又はこれらの者の配偶者もしくは 3 親等内の親族ではないこと
- ② 本人又はその配偶者もしくは 3 親等内の親族が他社の取締役もしくは従業員である場合において、最近 2 会計年度のうちの 1 会計年度において、当社がその他社に対して物品又は役務の対価として支払った金額、又は、その他社が当社に対して物品又は役務の対価として支払った金額の合計額が、1 億円もしくはその他社の連結売上高の 2 パーセントのいずれか高い方の金額を超えるものではないこと
- ③ 現在及び最近 2 年間に於いて、当社又は当社の子会社の顧問弁護士、顧問弁護士事務所のパートナー、又はその配偶者もしくは 3 親等内の親族ではないこと
- ④ 現在及び最近 2 年間に於いて、当社又は当社の子会社の会計監査を行った監査法人の代表社員、社員、所属会計士、又はその配偶者もしくは 3 親等内の親族ではないこと
- ⑤ 現在及び最近 2 年間に於いて、当社又は当社の子会社の顧問、外部アドバイザー(当該外部アドバイザーが法人であるときはその社員、パートナーシップであるときはそのパートナーを含む。)であった者、又はその配偶者もしくは 3 親等内の親族ではないこと
- ⑥ 現在及び最近 2 年間に於いて、当社の代表取締役が指名委員会委員、報酬委員会委員又は監査委員会委員を兼任している委員会設置会社の取締役、執行役もしくは従業員、又はその配偶者もしくは 3 親等内の親族ではないこと
- ⑦ 現在及び最近 2 年間に於いて、名目の如何にかかわらず、当社から 1 年間に 1,000 万円を超える報酬(取締役報酬及び監査役報酬は除く。)を受け取ったことのある者、又はその配偶者もしくは 3 親等内の親族ではないこと

(注) 関係会社とは、会社計算規則第 2 条第 3 項第 22 号に規定する関係会社を意味します。

以上